





2 施行期日 公布の日

3 その他 令和4年5月臨時会に議案提出予定です。

【備考】

\* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線2233 47-1961ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】  
 ○公開 【 1.可 】  
 ○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線2200

【 表 題 】

市長等の給与に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

人事院の給与勧告は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員を対象としております。内閣総理大臣等の給与は「特別職の職員の給与に関する法律」の規定により支給され、期末手当等については「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によることとされています。

つきましては、市長等の給与については国の例に準じていることから、人事院の給与勧告への対応を図るため、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 期末手当の支給月数の引き下げ

(1) 6月および12月の期末手当の支給月数を、それぞれ0.075月引き下げます。

		6月期末	12月期末	年間計	年間増減
令和3年度	改定前	2.225	2.225	4.45	△0.15
令和4年度	改定後	2.15	2.15	4.30	

(2) 令和3年12月期末手当として支給された額の0.15月分に相当する額を、令和4年6月に支給される期末手当の額から減じます。

2 施行期日 公布の日

3 その他 令和4年5月臨時会に議案提出予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線2233 47-1961ダイヤル







工事費要件：50万円超から60万円超への引上げ

(4) 商業地等に係る土地の負担調整措置の軽減（附則第12条）

引用する法附則第18条の改正により、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り、5%から2.5%としたものです。

3 施行期日 令和4年4月1日

## II 太田市都市計画税条例の一部を改正する条例

### 1 都市計画税関係

(1) 課税標準の特例（附則第4項、第5項及び第16項）

引用する法附則第15条の改正により生じた項ずれを反映したものです。

(2) 商業地等に係る土地の負担調整措置の軽減（附則第7項）

引用する法附則第25条の改正による商業地等に係る課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り、5%から2.5%としたものです。

2 施行期日 令和4年4月1日

## III その他

令和4年5月臨時会に議案を提出します。

\* 問い合わせ先 総務部 市民税課 諸税係 内線2391 ダイヤルイン47-1931  
資産税課 管理・償却資産係 内線2361 ダイヤルイン47-1933





●内容 【 2.連絡事項 】

○公開 【 1.可 】

○公開時期 【 1.庁議後】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 2200

## 【 表 題 】

令和4年度「県選出等国会議員への要望」について

## 【 目 的 】

群馬県市長会が毎年6月に本県選出等の国会議員へ提出する「要望事項」について、本市からの要望を報告するものです。

## 【 概 要 】

## 1 太田市の要望

(1) 要望件数 6件

(2) 要望事項

## 令和4年度「県選出等国会議員への要望」

項目番号	所管部課名		項目名	要望概要
1	産業環境部	産業政策課	エネルギー費用負担の急増に係る中小企業及び小規模事業者等への支援策	中小企業、小規模事業者等への資金繰り支援の強化と迅速な実施、財政支援の強化、経営環境の整備支援を要望する。
2	農政部	農業政策課	市町村が農用地利用計画を定める際の都道府県知事への協議、同意の撤廃	農用地区域の設定を含む農用地利用計画について、農振法第8条第4項における都道府県知事への協議、同意の撤廃を要望する。
3	農政部	農業政策課	「確保すべき農用地等の面積の目標」設定プロセスの変更	「確保すべき農用地等の面積の目標」の国指針は、食料消費構造、農業生産構造の変化を勘案し策定すること、また、都道府県が「農業振興地域整備基本方針」を定める際は、市町村の算出した目標面積を尊重することを要望する。
4	都市政策部	建築指導課 道路保全課	都市基盤等への国庫補助金等の確保	狭あい道路整備等促進事業、耐震診断・改修促進事業、道路や橋りょう等の道路構造物の老朽化対策に、現在以上の財政措置を要望する。
5	都市政策部	下水道課	污水处理施設の広域化・共同化に向けた補助	老朽化が進んだ施設を公共下水道に接続する場合には、新設管渠整備等に係る事業へ引き続き補助を実施することを要望する。
6	農業委員会事務局	農業委員会事務局	市街化調整区域内の住宅と不可分の農地の特例措置	市街化調整区域内の住宅と不可分の農地について、農地法第3条の許可要件を満たしていない場合でも農地の権利移動が可能となる特別措置を要望する。

## 2 今後の予定

令和4年6月1日（水）に開催予定の「本県選出等の国会議員との朝の会」の際に提出。

## 【 備 考 】





- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 1. 庁議後 】

文化スポーツ部長 氏名 村岡 芳美 内線 (TEL) 3600



【 表 題 】

太田市民会館開館5周年記念「おおた街なかジャズフェスタ～2022春～  
with O T A C I T Y M A R K E T」開催について

【 目 的 】

市民会館開館5周年を記念し、開放的な空間の中でジャズイベントを開催することで、コロナの閉塞感を打破し、多くの市民に気軽に音楽に触れる機会を提供するため実施するものです。

【 概 要 】

「おおた街なかジャズフェスタ」を広場特設ステージで開催します。  
また、「O T A C I T Y M A R K E T」を同時開催し、イベントを盛り上げます。

- ・開催日時 令和4年5月15日（日）午前10時30分～午後3時
- ・場所 太田市民会館広場
- ・出演団体 一般応募6団体

※来場時、来場者全員に検温及び健康状態申告書の提出のご協力をお願いします。  
なお、混雑状況により入場の人数を制限させていただく場合があります。

【 その他 】

広報おおた5月1日号及び市ホームページで周知を行います。  
また、各行政センター他、市内各施設でチラシ配布を行います。  
(参考) 令和3年10月24日（日）開催時実績 来場者3,450人

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 文化スポーツ部 文化課 市民会館係 電話57-8577

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 飯塚 史彦 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

第2次太田市環境基本計画中間改定版（案）及びパブリックコメントの実施結果について

【 目 的 】

第2次太田市環境基本計画(計画期間：2017年度～2026年度)の中間見直しのため、市民から意見を求めたパブリックコメントの実施結果及び主な改定内容について、報告するものです。

【 概 要 】

1 パブリックコメントについて

- ①公表資料 第2次太田市環境基本計画（案）意見公募用概要版
- ②意見募集期間 令和4年3月7日から令和4年3月28日まで
- ③意見の件数 1件
- ④質問及び回答 別紙1のとおり

2 主な改定内容について

- ・市全域からの温室効果ガス排出量の削減目標を2026年度までに基準年度（2013年度）比で32%削減し、2030年度までに46%削減する。
- ・5つの環境未来像により、市民、事業者、市が協働して取り組みを進める。
  - ①脱炭素に配慮した暮らしを实践するまち
  - ②資源循環に配慮した暮らしを实践するまち
  - ③自然と人が共生するまち
  - ④安心して快適に暮らせるまち
  - ⑤みんなで環境保全に取り組むまち

3 その他

- ・令和4年5月 都市産業委員会協議会に報告の予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 産業環境部 環境対策課 環境保全係 内線2622 ダイヤル47-1893

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 飯塚 史彦 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

太田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について

【 目 的 】

本市の公共施設における前計画期間が満了したことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、太田市地球温暖化対策実行計画事務事業編（計画期間：2022年度～2026年度）を新たに策定したので報告するものです。

【 概 要 】

1 主な計画内容について

- ①国の事務事業に関する温室効果ガスの排出量削減計画では、2030年度までに基準年度である2013年度に対し50%の削減を踏まえて、本市でも国と同様の削減率とし、2026年度までに34%の削減目標とします。
- ②新たな取組みとして、市施設における電力の脱炭素化を目指すとともに、新築、改修に際しては省エネ性能の向上を図り、創エネ設備や蓄エネ設備を導入し、ZEB化を推進します。

2 その他

- ・令和4年5月 都市産業委員会協議会に報告の予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 産業環境部 脱炭素推進室 企画係 内線2661 タイヤイン47-1953

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 1.庁議後 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 2800



【 表 題 】

令和4年度公共下水道の供用開始について

【 目 的 】

現在、整備を推進している公共下水道について、八幡町ほか25地区の各一部の区域を新たに整備したことから、下水道の供用を開始し、区域内の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るものであります。

【 概 要 】

1. 供用開始年月日 令和4年5月1日

2. 供用開始区域の概要

処理区	供用開始区域	面積 (ha)
中央第二処理区	八幡町・東矢島町・東別所町・内ヶ島町・富沢町・牛沢町・古戸町・岩瀬川町・下浜田町・東矢島土地区画整理事業地内の各一部	4.34ha
流域西邑楽処理区	内ヶ島町・石原町・東長岡町・龍舞町の各一部	1.38ha
流域新田処理区	細谷町・新道町・藤阿久町・由良町・尾島町・亀岡町・安養寺町・尾島東部土地区画整理事業地内・新田木崎町・藪塚町・大原町の各一部	3.19ha
流域佐波処理区	世良田町の一部	0.89ha
合計		9.80ha

3. 排除方式 分流式

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 下水道二係 内線2675 47-1921